

令和 4 年度の障がい者虐待の状況について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 24 年 10 月以降、県では障がい者虐待の状況を毎年公表しています。

1 令和 4 年度における障がい者虐待の概要

- 施設での従事者による虐待件数は 1 件で、前年度（3 件）より 2 件減少しました。
- 家庭での養護者による虐待件数は 14 件で、前年度（15 件）より 1 件減少しました。
- 家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の約 8 割は「女性」、虐待者の 5 割が「父」または「母」、虐待種別では「身体的虐待」が約 4 割を占める状況となっています。

2 県の障がい者虐待防止対策

- 障がい者福祉施設従事者等の資質向上に向けた障がい者虐待防止・権利擁護研修や強度行動障がい支援者養成研修の実施
- 「山形県障がい者権利擁護センター」の設置による相談体制の確保
- パンフレットの作成・配布等による相談窓口、通報義務等の周知による県民の虐待防止の意識向上
- 障害福祉サービス事業者に対して定期的に行う実地指導において、虐待防止を重点項目として指導を実施
- 「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催等による市町村、関係機関・団体との連携強化

3 公表資料

別添のとおり

令和4年度の障がい者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 障がい福祉課

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第20条の規定により、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

（調査対象期間）
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

1 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

件数は1件で、前年度より2件減少しました。

（1）虐待と認定した件数及び人数

区分	H24年度※	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数	0件	1件	5件	2件	1件	1件	3件	5件	3件	3件	1件
人数	0人	8人	13人	2人	1人	1人	4人	5人	4人	10人	1人

※ 平成24年度については、障害者虐待防止法施行後の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの半年間

（2）虐待の概要（1件）

区分		ケース
施設等の種別		共同生活援助
虐待の種別		身体的虐待
被虐待者	性別	男性1人
	障がい種別	精神障がい
	年齢別	40～44歳
虐待者	人数	1人
	性別・職種等	男性（生活支援員）
市町村・県が行った対応		施設に対する指導及び改善状況確認

2 養護者による障がい者虐待

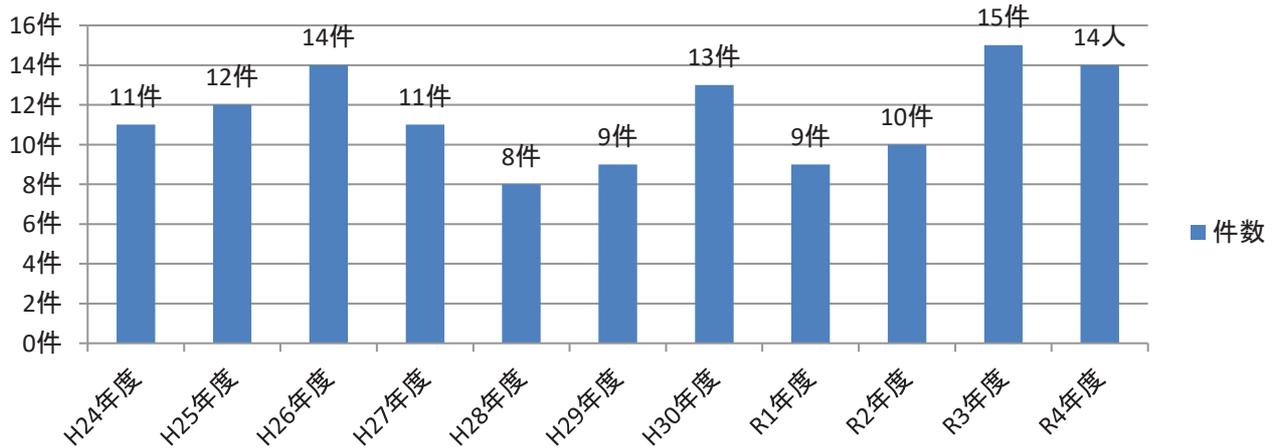
件数は14件で、前年度より1件減少しました。

(1) 虐待と認定した件数及び人数

区分	H24年度※	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数	11件	12件	14件	11件	8件	9件	13件	9件	10件	15件	14件
人数	13人	12人	14人	11人	8人	9人	13人	9人	10人	15人	14人

※ 平成24年度については、障害者虐待防止法施行後の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの半年間

養護者による障がい者虐待件数の推移



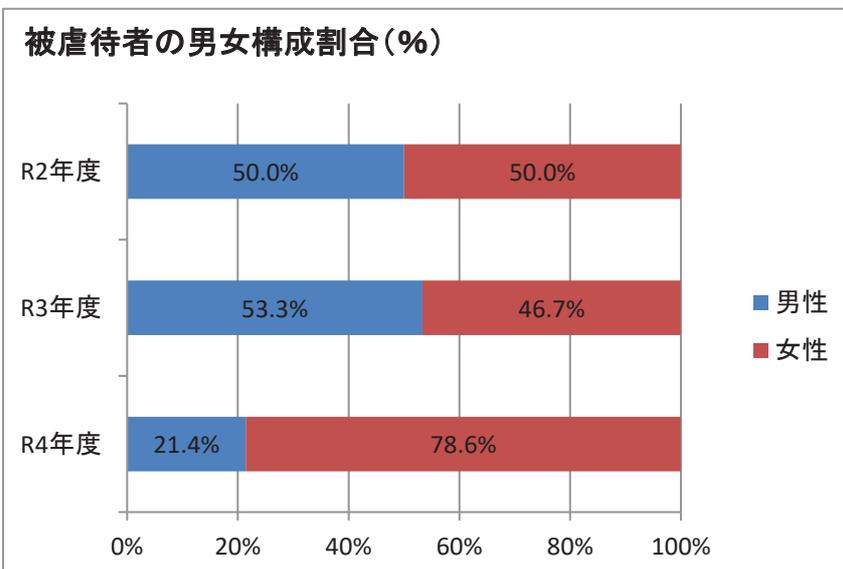
(2) 被虐待者について

① 男女別

令和4年度は「女性」が多くなっています。

区分	男性	女性	計
R2年度	5人	5人	10人
R3年度	8人	7人	15人
R4年度	3人	11人	14人

被虐待者の男女構成割合(%)

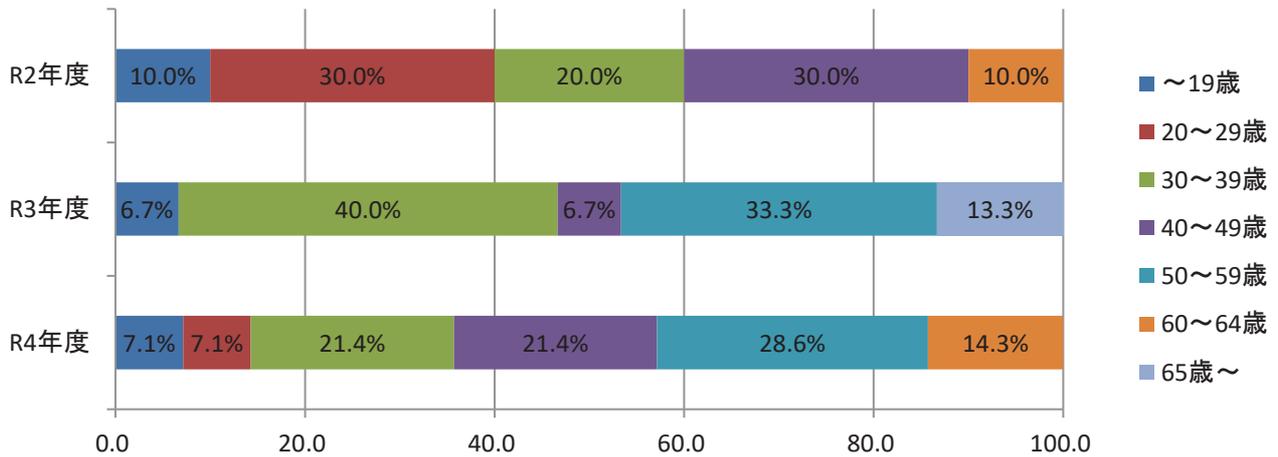


②年齢別

「50～59歳」が4人、次いで「30～39歳」及び「40～49歳」が3人となっています。

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	計
R2年度	1人	3人	2人	3人	0人	1人	0人	10人
R3年度	1人	0人	6人	1人	5人	0人	2人	15人
R4年度	1人	1人	3人	3人	4人	2人	0人	14人

被虐待者の年齢構成割合(%)



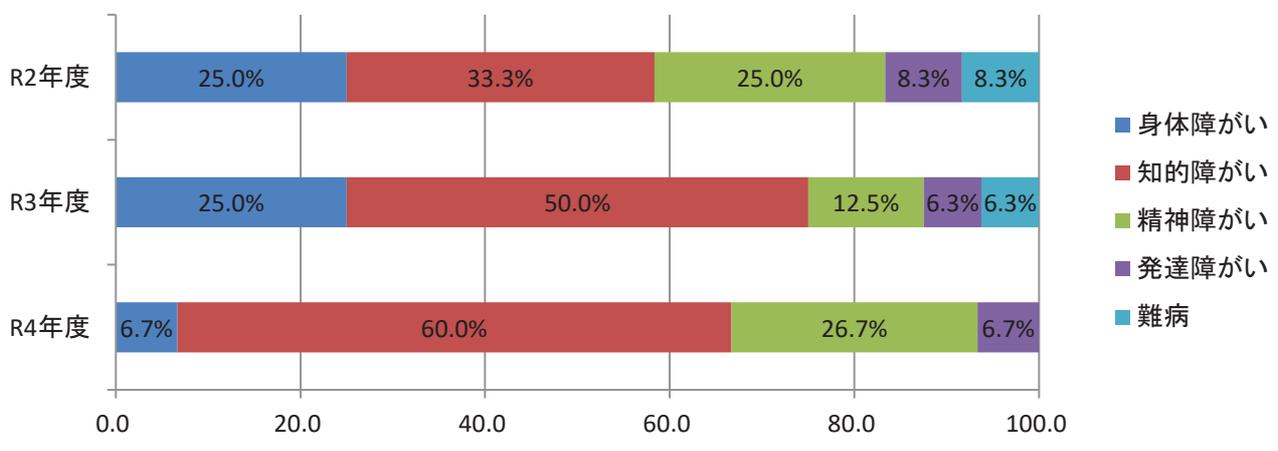
③障がい種別

「知的障がい」が9人と最も多く、次いで「精神障がい」が4人となっています。

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	難病	実人数
R2年度	3人	4人	3人	1人	1人	10人
R3年度	4人	8人	2人	1人	1人	15人
R4年度	1人	9人	4人	1人	0人	14人

※ 障がい重複する場合は、それぞれに計上

被虐待者の障がい種別構成割合(%)

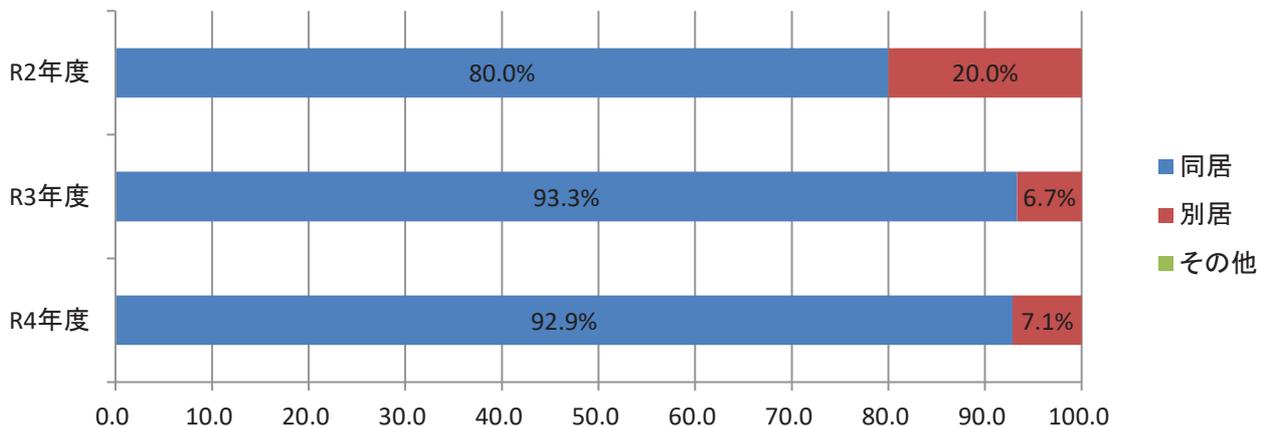


④虐待者との同居状況

9割以上が「同居」しています。

区分	同居	別居	その他	計
R2年度	8件	2件	0件	10件
R3年度	14件	1件	0件	15件
R4年度	13件	1件	0件	14件

虐待者との同居状況構成割合(%)



(3) 相談・通報者について（虐待認定に至らなかった相談・通報を含む）

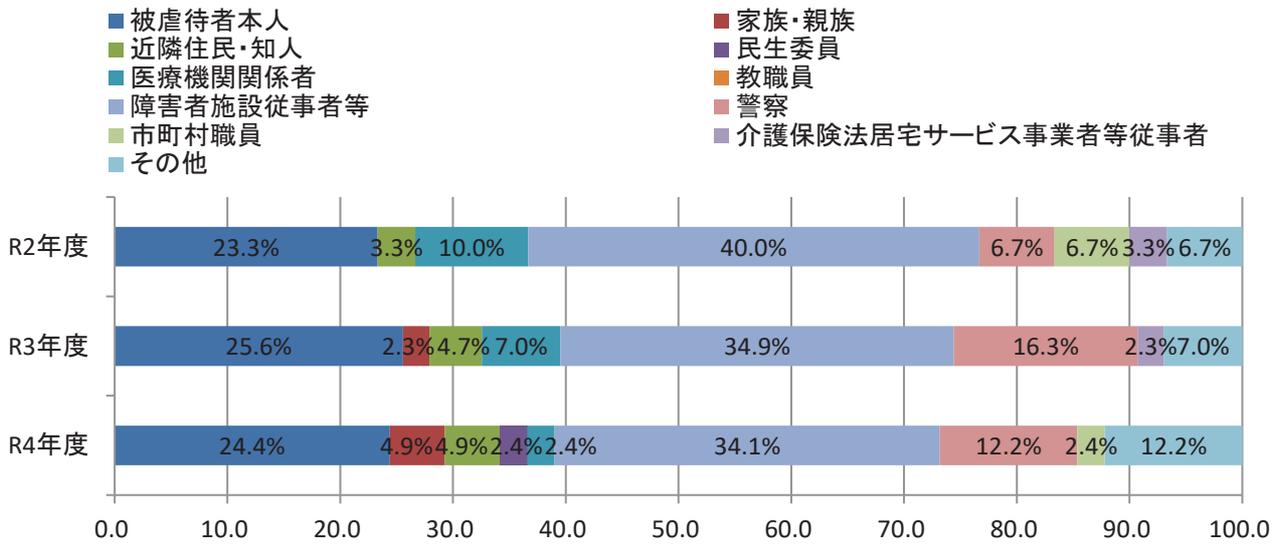
「障害者施設従事者等」が14件と最も多く、次いで「被虐待者本人」が10件となっています。

区分	被虐待者本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	障害者施設従事者等
R2年度	7件	0件	1件	0件	3件	0件	12件
R3年度	11件	1件	2件	0件	3件	0件	15件
R4年度	10件	2件	2件	1件	1件	0件	14件

区分	警察	市町村職員	介護保険法居宅サービス事業者等従事者	その他	実件数
R2年度	2件	2件	1件	4件	30件
R3年度	7件	0件	1件	3件	38件
R4年度	5件	1件	0件	5件	38件

※ 一事案について複数相談・通報がある場合は、それぞれに計上

相談・通報者構成割合(%)



(4) 虐待者について

①被虐待者から見た虐待者の続柄

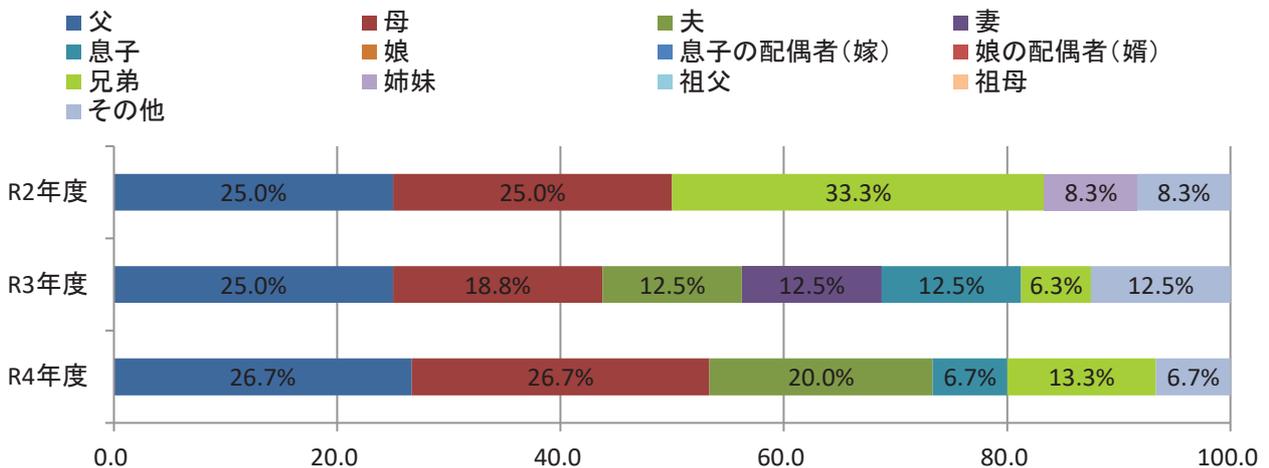
「父」及び「母」が4人、次いで「夫」が3人となっています。

区分	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
R2年度	3人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
R3年度	4人	3人	2人	2人	2人	0人	0人	0人
R4年度	4人	4人	3人	0人	1人	1人	0人	0人

区分	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	計
R2年度	4人	1人	0人	0人	1人	12人
R3年度	1人	0人	0人	0人	2人	16人
R4年度	2人	0人	0人	0人	1人	16人

※ 一事案に複数いる場合は、それぞれに計上

被虐待者から見た虐待者の続柄構成割合(%)

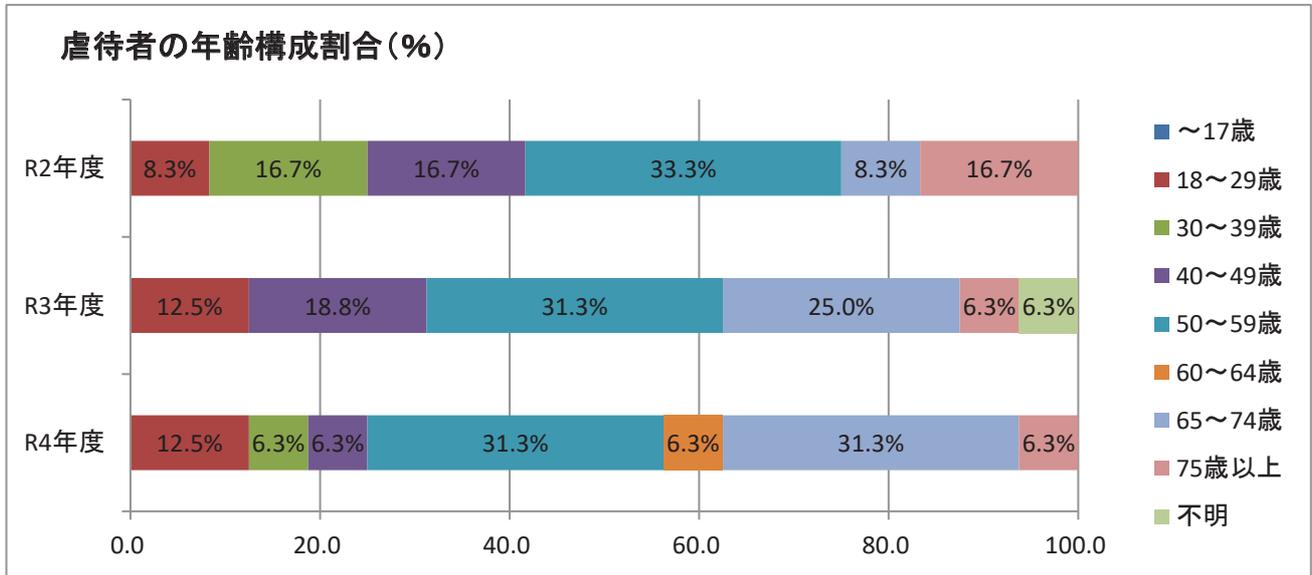


②年齢別

「50～59歳」及び「65～74歳」が5人、次いで「18～29歳」が2人となっています。

区分	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	不明	計
R2年度	0人	1人	2人	2人	4人	0人	1人	2人	0人	12人
R3年度	0人	2人	0人	3人	5人	0人	4人	1人	1人	16人
R4年度	0人	2人	1人	1人	5人	1人	5人	1人	0人	16人

虐待者の年齢構成割合(%)



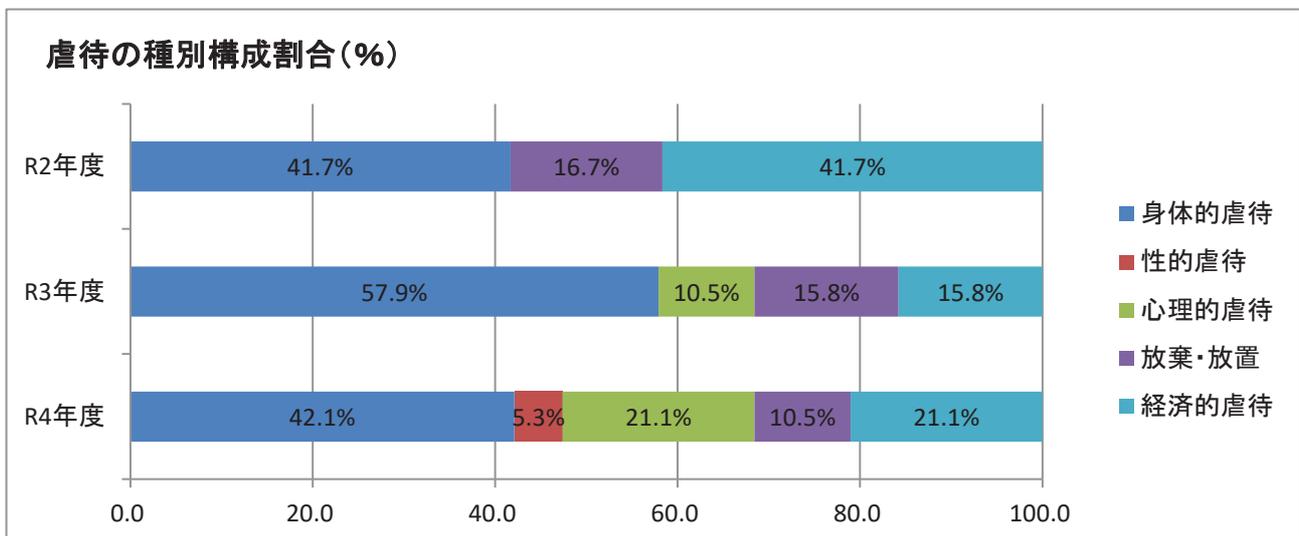
(5) 虐待の種別

「身体的虐待」が8件と最も多く、次いで「心理的虐待」及び「経済的虐待」が4件となっています。

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	実件数
R2年度	5件	0件	0件	2件	5件	10件
R3年度	11件	0件	2件	3件	3件	15件
R4年度	8件	1件	4件	2件	4件	14件

※ 一事案について複数の区分の虐待がある場合は、それぞれに計上。

虐待の種別構成割合(%)

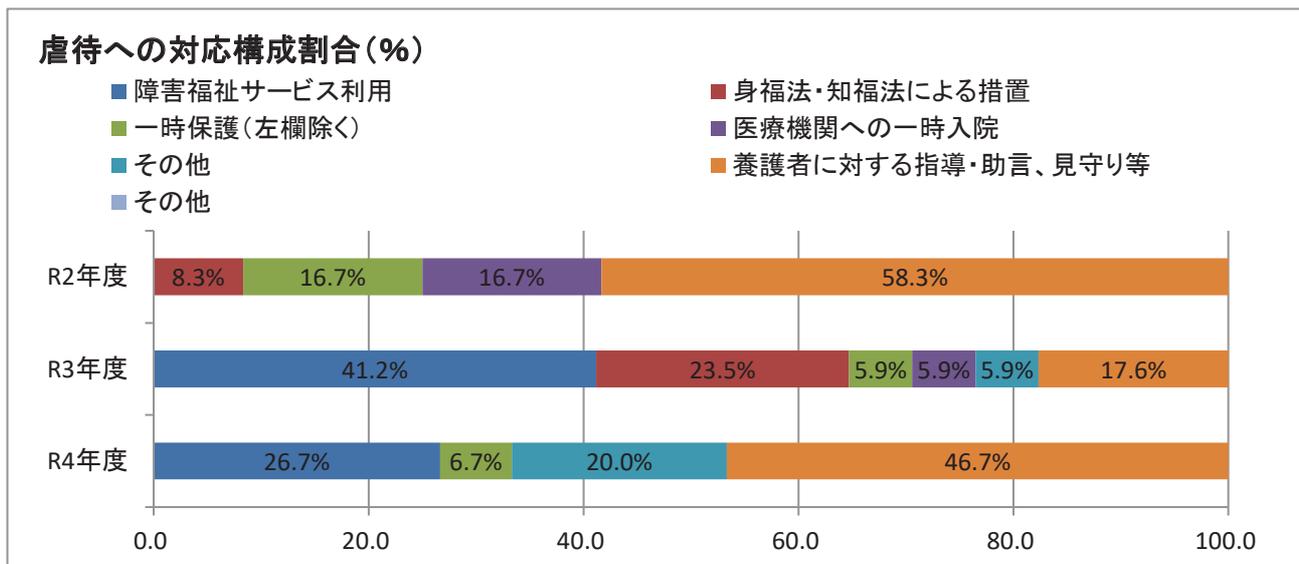


(6) 虐待への対応

8人に対して「虐待者からの分離」、7人に対して「養護者に対する指導・助言、見守り等」を行っています。

区分	虐待者からの分離					小計	養護者に対する指導・助言、見守り等	その他	実人数
	障害福祉サービス利用	身福法・知福法による措置	一時保護（左欄除く）	医療機関への一時入院	その他				
R2年度	0人	1人	2人	2人	0人	5人	7人	0人	10人
R3年度	7人	4人	1人	1人	1人	14人	3人	0人	15人
R4年度	4人	0人	1人	0人	3人	8人	7人	0人	14人

※ 一事案について複数の区分の対応を行った場合は、それぞれに計上



3 障がい者虐待の防止に向けた県の取組み

(1) 相談窓口の設置及び虐待の通報義務等の周知

「山形県障がい者権利擁護センター」の設置により相談体制を確保するとともに、パンフレットの作成・配布等により虐待防止の相談窓口、通報義務等の周知を図っています。

(2) 連携協力体制の整備

「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催により、関係機関・団体等との連携協力体制を推進しています。

(3) 障がい者福祉施設従事者等の資質向上

障がい者福祉施設従事者等及び市町村担当職員を対象とした虐待防止の研修、障がい者福祉施設従事者等を対象とした強度行動障がい支援者養成研修の実施により、福祉施設従事者等の資質向上を図っています。

(4) 実地での指導

障害福祉サービス事業者等に対して定期的に行う実地指導において、虐待防止を重点項目の一つとして指導を実施しています。